

兵庫、平8不2、平8.12.3

命 令 書

申立人 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部

被申立人 有限会社エム・テイ・エス

主 文

- 1 被申立人は、申立人から平成8年1月18日付けで団体交渉の申入れのあった議題のうち、被申立人がX1に対してなした平成7年12月20日付け懲戒免職（解雇）に関する団体交渉に応じなければならない。
- 2 申立人のその余の申立ては、棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下「組合」という。）は、セメント・生コン産業で働く労働者を中心に組織された労働組合で、審問終結時の組合員数は約1,800名である。
- (2) 被申立人有限会社エム・テイ・エス（以下「会社」という。）は、資本金300万円、工作機械及び組立機械の製造並びに販売を主たる目的として平成6年8月12日に設立された。
会社の役員3名、従業員3名の合計6名中、従業員X1（以下「X1」という。）を除く5名は、顧問Y1（以下「Y1顧問」という。）とその子及び従兄弟である。

2 X1の経歴

- (1) X1は、兵庫県加西市繁昌町に所在するフェニックス電機株式会社の総務部長であったが、平成3年3月、会社の社長Y2（以下「Y2社長」という。）の父Y1顧問が社長であった旭洋工業株式会社（以下「旭洋社」という。）に総務部長として入社し、同年10月に取締役となり、総務を担当していた。
旭洋社は、X1が入社した翌年の平成4年4月に倒産し、会社更生手続の申請が却下されたため、和義申請をし認可されたが、現在は和議条件が履行されていない状況にある。
- (2) 会社は、旭洋社の有する技術を引き継ぐため設立された。
- (3) 平成6年10月、X1は、旭洋社を退社して会社に入社したが、役員ではなく、業務顧問という地位の従業員であった。会社では、機械部品の組立て、ペンキ塗り等の、いわゆる現業の仕事のうち、簡単で技術の要らない仕事に従事した。

3 X 1の組合加入と組合の対応

- (1) X 1は、平成7年11月中旬ごろ、組合の副執行委員長X 2（以下「X 2」という。）と旭洋社のX 1に対する未払賃金（以下「旭洋社未払賃金」という。）の支払とX 1の旭洋社に対する貸付金（以下「X 1貸付金」という。）の返済問題を電話で相談した。

X 1は、平成7年12月2日、組合事務所でX 2と上記問題を相談した後、同日付けで組合に加入し、組合の分会を一人で結成した。しかし、組合は、X 1の組合加入の事実を会社には知らせなかった。

- (2) X 2は、X 1から相談を受け、旭洋社未払賃金の支払及びX 1貸付金の返済問題は、労働問題として取り上げるよりも、個人の民事問題として取り上げるべきだと判断し、弁護士に相談に行くように指導した。ところが、その弁護士は、これらの問題をいずれも労働問題として取り上げるように示唆した。

そこで、組合は、これらの問題を労働問題として対処することとし、会社に分会結成通知を行い、会社との団体交渉の中で旭洋社未払賃金の支払及びX 1貸付金の返済を求める一方、旭洋社を相手に訴訟を提起することになった。

- (3) そして、X 1は、旭洋社の社長であったY 1（以下、単に「Y 1」という。）が旭洋社と連帯して支払の責任を負う旨言明した1,180万円の未払賃金と、Y 1が連帯保証することを確約したため旭洋社に個人的に会社更生手続や和議申請の予納金等として貸し付けた950万円の返済を求め、平成8年4月ごろ旭洋社とY 1を相手に神戸地方裁判所姫路支部（以下「裁判所」という。）に訴えを提起した。

しかるに、旭洋社とY 1は裁判所からの呼び出しに応じず、出頭しなかったため、裁判所は、平成8年7月2日、X 1の請求を認容する判決を言い渡した。

- (4) 他方X 2は、会社は旭洋社の受皿会社であるので、旭洋社の債務を引き継ぐはずであるとして、旭洋社未払賃金の支払及びX 1貸付金の返済問題について、会社が団体交渉の当事者となるものと考えた。

4 X 1の解雇

- (1) Y 2社長は、平成7年12月20日、X 1が同年9月以降、自分の職探しのために幾度か出張しながら、その結果を一度も報告しなかったとして、懲戒免職通知文をX 1に手渡した（以下「会社のX 1解雇」という。）。その際、Y 2社長は、旭洋社未払賃金の支払及びX 1貸付金の返済問題については、Y 1とX 1の間で話がまとまっているということで対処して欲しいと述べたが、X 1は、まだ話がまとまっておらず、自主的に退社する意思はない旨述べた。

- (2) X 1は、旭洋社が倒産した平成4年4月以前、旭洋社に人材を集めるため、技術者15、6人に声を掛け、また、旭洋社倒産後もスポンサーを探すため、他社（十何社）を回り、奔走していた。X 1は、このような

行動を行うに際し、半分程度はY 1に相談し、残りは自己の判断で行動していた。

したがって、X 1は、旭洋社倒産後、会社更生手続や和議の申請時等の大きい節目に、声を掛けた技術者や訪問した他社の人々に現状説明に出掛けており、懲戒免職通知前3か月間も、会社から旅費の支給を受け、現状説明に出掛けていた。

(3) Y 2社長は、平成8年1月10日、X 1に12月分給与及び解雇予告手当を支払った。

5 組合の公然化と団体交渉の申入れ

(1) 組合は、X 1が平成7年12月20日付けで懲戒免職を言い渡されたため、その翌日の21日、急遽会社に分会結成通知をすることとし、X 1及びX 2ほか2人がY 2社長宅を訪れ、Y 2社長に分会結成を通告するとともに、団体交渉を行うよう申し入れた。その際、団体交渉日時を同月26日午後2時と指定したが、都合が悪ければ事前に連絡をもらいたい旨Y 2社長に伝えた。

団体交渉の議題は、次のとおりであった。

ア 組合員であるX 1の一方的な解雇を撤回すること。

イ 組合員に影響を与える問題（身分・賃金・労働条件等の変更）について、会社は事前に組合と協議し、労使合意の上で円満に行うこと。

ウ 会社は、次の組合活動について、就業時間内でもこれを認め、平均賃金を保障すること。

(ア) 組合の正規の機関会議への出席

(イ) 組合の結集する教育諸集会、労使協議会が主催する会議・懇談会・研修会等への出席

(ウ) 団体交渉への出席

(エ) 労使協同要求・制度的要求・国民的要求など、政府・自治体・業者団体との交渉への出席

(オ) 緊急必要性のある連絡用務や、労務の提供に影響を及ぼさない短時間の組合活動

エ 会社は、分会に分会事務所と掲示板を貸与し、その他組合活動に必要な会社施設の利用を認めること。

(2) 会社は、組合が指定した平成7年12月26日の団体交渉に応じず、また、組合に対して何らの連絡もしなかった。そこで、組合役員は、平成8年1月12日、X 1を伴いY 2社長宅を訪れ、会社の従業員でY 2社長の実弟（Y 1顧問の三男）であるY 3（以下「Y 3」という。）に団体交渉の申入れを行った。

これに対し、Y 3は、団体交渉には応じられない、裁判所からの呼出しなら応じると答えた。そこで、組合役員は、Y 3が会社の代表権を持たず、役員でもないことから、会社への取次ぎを何度も求めたが、Y 3はこれに応じなかった。

(3) 組合は、平成8年1月18日に、①平成7年12月21日付け団体交渉申入書記載の議題（第1の5(1)アないしエのとおり。）の件について、②X1氏に対する解雇について、③その他、を議題とする団体交渉を同月26日に大阪市西区川口2丁目に所在する生コン会館で行うよう求めた文書を会社に送付したが、会社はこれに回答せず、当日出席もしなかった。

そこで、組合は、上記団体交渉の申入れを会社が拒否したとして、平成8年2月13日、当委員会に不当労働行為救済申立てを行った。

6 団体交渉の実施

平成8年3月12日の当委員会調査期日に、当委員会が団体交渉申入書記載の議題について交渉を行うよう勧告を行ったのを受けて、同月25日、会社と組合との団体交渉が当委員会の証人控室で行われることとなり、当日、会社側からY1顧問1人、組合側からX2ほか3人が出席し、午後1時30分から午後3時30分まで2時間話し合いが行われた。

その大要は、以下のとおりである。

(1) X2は、冒頭、平成7年12月21日付け及び平成8年1月18日付け申入書記載の議題について会社の回答を求め、また、旭洋社未払賃金の支払とX1貸付金の返済について、その取扱いの回答を求めた。

これに対し、Y1顧問は、会社と旭洋社との話は切り離して欲しい、自分は会社の代理人として来ていると述べた。

しかし、組合は、①旭洋社と会社は同一であり、切り離すべきでないこと、②X1が組合に加入した以上、会社は旭洋社の問題も含めて組合との話し合いに応ずる義務があることから、③組合員の債権の問題をも交渉の対象としているとして、会社に支払義務があることの確認を求めたが、これに対して、Y1顧問は、沈黙することが多かった。

そこで、X2は、Y1顧問にしばらく考慮する時間を設けるとして、約30分間の休憩に入った。

(2) 再開後、冒頭、Y1顧問は、X1に対する懲戒解雇を任意退職に変えると発言し、併せて事業が破綻状態にあるとして解雇そのものを撤回する余地がない旨述べた。

これに対し、X2がX1の任意退職に同意しなかったため、Y1顧問は、整理解雇による収束の可能性を打診する発言を行った。

X2は、旭洋社未払賃金の支給、X1貸付金の返済及び会社のX1解雇の撤回問題を一括話し合い解決する意思の有無を問いただしたが、Y1顧問は、解雇理由の変更以外に策はないと述べた。

さらに、X2が、解雇を決定したY2社長の責任を追及したのに対し、Y1顧問は、解雇理由の変更は無意味かと組合側に尋ねたが、組合側はこれに回答をしなかった。

(3) 重ねて、X2は、会社と旭洋社とは一体であり、Y1顧問も会社が旭洋社の受皿会社であると認めているのであるから、旭洋社未払賃金の支払、X1貸付金の返済及び会社のX1解雇の撤回問題を一括して解決し

ていこうと Y 1 顧問に提案したが、Y 1 顧問は、旭洋社の X 1 に対する債務問題と会社の X 1 解雇問題とは異なると述べた。

- (4) さらに、X 2 は、旭洋社の X 1 に対する債務問題の解決に他の債権者との関係で問題があれば、政治決着あるいは門外不出、ウルトラ C による解決の余地がある旨提案したが、Y 1 顧問は、旭洋社が存しない現在、旭洋社の X 1 に対する債務問題は個人責任による解決の方法しかない旨述べた。
- (5) 最後に、X 2 が、旭洋社未払賃金の支払、X 1 貸付金の返済及び会社の X 1 解雇の撤回問題を一括して話し合い解決する意向の有無について、いつまでに返事をするかと Y 1 顧問に尋ねたところ、Y 1 顧問は 1 週間待つように求めたので、当日の交渉を終えた。しかし、会社は、その後、組合に対して何ら連絡をしていない。

7 会社の業績と解散

会社は設立後余り仕事がなく、平成 6 年 8 月から平成 7 年 3 月までの間、会社の売上げ合計額は 1,600 万円程度(1 か月平均 200 万円程度)であった。そのうち約 6 割が、龍野市に本社のある極東産機の機械組立ての請負仕事で、残りは旭洋社の受注残の仕事であった。会社は、平成 7 年 12 月 22 日、社員総会の決議により解散して同月 26 日、その旨の登記をなし、平成 8 年 2 月 26 日に清算終了の登記を終えている。

平成 7 年 12 月 20 日、X 1 は懲戒解雇されたが、翌 21 日から翌年の平成 8 年 3 月 20 日ごろまで、組合の指示に従い、出勤闘争を行った。X 1 はその間、会社の仕事はなさず、裁判の資料づくり等をしていた。X 1 以外の従業員や役員は、平成 7 年 12 月 22 日から出勤しておらず、Y 2 社長と Y 3 は、その約 1 か月前から出勤していない。

なお、会社清算後、Y 1 顧問や Y 2 社長が個人で、あるいは別会社を設立して、会社と同種の事業を営んでいる等の事実はない。

8 会社の本件審問への不出頭

会社は、本件の審査において、当委員会の通知を受けて答弁書と準備書面を提出したものの、証拠を提出せず、また、調査期日(平成 8 年 3 月 12 日及び同年 4 月 15 日)には出頭したが、審問期日(同年 5 月 31 日、同年 7 月 8 日、同年 8 月 5 日及び同年 9 月 26 日)には一度も出頭しなかった。

第 2 当委員会の判断

1 団体交渉拒否について

- (1) 組合は、会社が団体交渉を拒否したのは組合を嫌悪し、組合に所属する者の「身分・賃金・労働条件等の変更」について組合とは話し合いたくないという意味の表れであると主張するので、以下判断する。

X 1 は、平成 7 年 12 月 2 日に組合に加入したが、この事実を会社には知らせずにいたところ〔第 1 の 3 (1)〕、同月 20 日、Y 2 社長から X 1 が懲戒解雇された〔第 1 の 4 (1)〕ので、翌 21 日、組合は、Y 2 社長に分会結成を通告するとともに、会社の X 1 解雇の撤回等を求めて団体交渉を申

し入れ、団体交渉日時を同月26日午後2時、場所を大阪市西区川口2丁目に所在する生コン会館と指定し、都合が悪ければ事前に連絡をもらいたい旨Y2社長に伝えた〔第1の5(1)〕が、会社は、団体交渉に応じず、何ら連絡をしていない〔第1の5(2)〕。

次いで、組合は、平成8年1月12日、Y3に団体交渉を申し入れ〔第1の5(2)〕、さらに、同月18日、期日を同月26日、場所を前記生コン会館と指定して、団体交渉を申し入れる文書を会社に送付したが、これにも会社は応じず、当日出席しなかった〔第1の5(3)〕。

以上の事実を総合すると、会社の一連の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否であったと認めざるを得ない。

(2) さらに、組合は、平成8年3月25日、会社代理人Y1顧問と話し合ったが、この日の団体交渉で誠意ある回答あるいは誠意ある対応が得られずに終わっており、これは到底団体交渉と呼べるものではなく、今日に至っていると主張するので、以下この日の団体交渉が、誠実な団体交渉であったかどうか判断する。

ア 当事者双方の発言の大意は、第1の6で認定したとおりであるが、当日の団体交渉の席上、Y1顧問は、懲戒解雇を任意退職に変えると発言し、事業が破綻状態にあるとして、解雇そのものを撤回する余地がない旨述べた。これに対して、X2が任意退職に同意しなかったので、Y1顧問は、整理解雇による収束の可能性について打診する発言を行った〔第1の6(2)〕。

イ 他方X2は、旭洋社未払賃金の支払、X1貸付金の返済及び会社のX1解雇の撤回問題を一括して解決していこうとY1顧問に提案し〔第1の6(3)〕、旭洋社の他の債権者との関係で問題があれば、政治決着あるいは門外不出、ウルトラCによる解決の余地がある旨提案する〔第1の6(4)〕等、執拗に旭洋社未払賃金の支払とX1貸付金の返済を迫った事実が認められる。

しかし、団体交渉申入書記載の議題には、旭洋社未払賃金の支払及びX1貸付金の返済問題はなく、当日は会社のX1解雇の撤回問題等について交渉することとなっていたにもかかわらず、会社との団体交渉の対象事項ではない、旭洋社の債務である旭洋社未払賃金の支払及びX1貸付金の返済問題と会社のX1解雇の撤回問題とを一括して会社との間の団体交渉で解決しようとした組合の態度は、正常な団体交渉のあるべき姿とはいえず、Y1顧問がこれに対して回答しなかったとしても、これを一概に責めることはできない。

ウ ただ、会社のX1解雇の撤回問題は、労働条件その他の待遇に関する事項であり、団体交渉事項となることは明白である。

ところで、会社は、団体交渉に当たっては、組合の要求に対し譲歩することができないとしても、自己の主張を相手方が理解し、納得することを目指して、組合の要求に対する回答や自己の主張の根拠を具

体的に説明したり、必要な資料を提示するなどし、誠実な対応を通じて合意達成の可能性を模索する義務がある。

しかるに、会社の対応は、たとえ組合側に前記イで判断したとおり問題があったとはいえ、①会社の代表者で、X 1 に懲戒免職通知を手渡した Y 2 社長が出席しなかったこと〔第 1 の 4 (1)、第 1 の 6〕、②懲戒解雇の理由につき、就業規則の適用条項等を明らかにした説明を行わず、いきなり懲戒解雇を任意退職に変更すると発言し、同意が得られないと見ると直ちに整理解雇による収束の可能性を打診し、回答に一貫したものがないこと、さらに、③ Y 1 顧問が X 2 に対し、旭洋社未払賃金の支払、X 1 貸付金の返済及び会社の X 1 解雇の撤回問題を一括して話し合い解決する意向の有無についての返事を 1 週間待つように求めたが、その後、組合に対して何ら連絡をしていないこと、④平成 8 年 3 月 25 日の団体交渉以後、審問終結時まで一度も団体交渉に応じていないことから、合意達成の可能性を模索する姿勢が欠けており、到底誠実交渉義務を果たしているとは認められない。

- (3) したがって、当委員会は、平成 7 年 12 月 21 日以降の組合の申し入れた団体交渉に対する会社の対応につき、労働組合法第 7 条第 2 号に規定する不当労働行為に該当すると判断する。

2 被救済利益について

- (1) 会社は、平成 6 年 8 月から平成 7 年 3 月までの間の売上げ合計額が 1,600 万円程度（1 か月平均 200 万円）、そのうち約 6 割が会社で受注した請負仕事で、残りは旭洋社の受注残の仕事であり〔第 1 の 7〕、将来的に受注が期待できない状況にあったと認められる。

このため、会社は、平成 7 年 12 月 22 日、解散を決議し、同日以降従業員や役員は出勤せず、また、Y 2 社長と Y 3 は、その約 1 か月前から出勤していないこと、その後、Y 1 顧問や Y 2 社長が個人で、あるいは別会社を設立して、会社と同種の事業を営んだりしている等の事実もなく、平成 8 年 2 月 26 日に清算結了の登記を終えていること〔第 1 の 7〕から、既に会社の実体は消滅し、ただ本件が当委員会に係属しているという状態が残るだけとなっている。

- (2) そこで考えてみるに、懲戒解雇問題については、X 1 が退職した理由に関する不利益な状態が将来的に残っていること、会社が平成 8 年 3 月 25 日の団体交渉で組合に対し整理解雇による収束の可能性を打診する発言を行っていること〔第 1 の 6 (2)〕等を斟酌すると、今なお団体交渉を行う余地があるものと認められる。しかし、組合員の身分等に関する事前協議、就業時間内の組合活動の保障、分会事務所と掲示板の貸付及び会社施設の利用の議題については、いずれも会社の実体が存在しなくなった現時点では、団体交渉の対象とする利益は消滅したものと判断する。

3 救済方法について

- (1) 以上の次第であるから、本件申立てに対する救済としては、主文のと

おり、会社の X 1 解雇問題に限定する組合との団体交渉に応じるよう会社に命ずるのが相当である。

- (2) 組合は、会社の X 1 解雇以外の議題についても団体交渉を求めているが、これらの申立ては、いずれも棄却する。

第 3 法律上の根拠

以上認定した事実及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条を適用して、主文のとおり命令する。

平成 8 年 12 月 3 日

兵庫県地方労働委員会
会長 元原 利文 ㊟